

事務連絡
令和3年8月12日

各病院管理者 殿

厚生労働省医政局医事課

病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査について（依頼）

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、医師に対する時間外労働上限規制の具体的な在り方等について、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、平成31年3月に報告書を取りまとめました。

また、当該報告書において引き続き検討することとされた事項について、令和元年7月より「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、令和2年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置を盛り込んだ医療法の改正案を国会に提出し、本年5月に成立したところです。

法案成立を受け、全ての病院における、医師の働き方改革に向けた取組を推進するため、各病院の取組状況について下記のとおり調査を実施することといたしました。調査結果は、各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターに提供し、必要な病院に必要な支援を届けるために活かします。

本調査は、令和6年度の勤務医に対する時間外労働上限規制開始に向けた各病院の準備状況を把握し、すべての病院が円滑に令和6年度を迎えることを支援するために実施するものとなりますので、回答について特段の御配慮をいただけるようお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査は、労働基準監督署による監督指導等を目的としたものではないことを申し添えます。

記

調査名：病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査

調査期間：令和3年8月13日（金）～8月31日（火）

調査対象：全国の病院

※回答方法・問い合わせ先につきましては、

「病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査へのご協力のお願い」をご参照ください。

令和3年8月

各病院事務部長殿

実施主体:厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者の働き方改革推進室
受託者:株式会社山手情報処理センター

病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

厚生労働省では、医師に対する時間外労働上限規制の具体的な在り方等について、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、平成31年3月に報告書を取りまとめました。

また、当該報告書において引き続き検討することとされた事項について、令和元年7月により「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、令和2年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置を盛り込んだ医療法の改正案を国会に提出し、本年5月に成立したところです。

（「医師の働き方改革に関する検討会」報告書：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04273.html）

（「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15655.html）

法案成立を受け、全ての病院における、医師の働き方改革に向けた取組を推進するため、各病院の取組状況について下記のとおり調査を実施することといたしました。調査結果は、各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターに提供し、必要な病院に必要な支援を届けるために活かします。

令和6年度以降は勤務医の年間の時間外・休日労働時間数は都道府県知事の指定等を受けた場合を除き、年960時間以下（一定の要件を満たし指定を受けた場合には1,860時間以下等。その場合には医師に対し、勤務間インターバル等の追加的健康確保措置の実施が必要）となります。本調査はこの医師に対する時間外労働上限規制開始に向けた各病院の準備状況を把握し、全ての病院が円滑に令和6年度を迎えることを支援するために実施するものとなりますので、回答について特段の御配慮をいただけるようお願い申し上げます。

敬具

《ご協力にあたってのお願い》

1. 事務部門のご担当者には、令和3年8月31日（火）までにご回答いただき、返信用封筒（切手不要）に入れて郵便ポストに投函いただきますようお願いいたします。
2. できる限り多くの医療機関から状況を把握させていただきたく、期日までにご返送いただいていない医療機関には、葉書にて再度ご協力をお願いをお送りします。
3. メールでの回答をご希望の方は、<https://yamate-info.co.jp/hatarakid/>より、回答用紙をダウンロードいただき、回答後、hataraki@yamate-info.co.jpに添付ファイルにてお送りください。回答用ファイルにはパスワードが設定されていますので、ファイルを開く際、また、メールで提出される際は、そのパスワードの設定のままで添付していただくようお願いいたします。

回答用ファイルパスワード「hataraki」

問合せ先 株式会社山手情報処理センター
住所 東京都北区中里2-18-5
電話番号 03-3949-4521 担当: 富田

(受付時間/祝日を除く月～金 10:00～17:00)

メールアドレス hataraki@yamate-info.co.jp

問3. 都道府県医療計画において救急医療機関として位置付けられていますか。
(当てはまるものすべてをお選び下さい。)

- ① 3次救急医療機関として位置付けられている
- ② 2次救急医療機関として位置付けられている
- ③ 救急告示医療機関として位置付けられている
- ④ その他の救急医療機関として位置付けられている
- ⑤ 救急医療機関として位置付けられていない

問4. 臨床研修医、専攻医、医師免許取得後5年以内の(いずれか又は全ての)
医師を受け入れていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

- ① 受け入れている
- ② 受け入れていない

問5. 医療提供の状況について教えてください。(当てはまるものすべてをお選
び下さい。)

- ① 昨年(令和2年)1年間の救急車の受入台数が1,000台以上である
- ② 昨年(令和2年)1年間の夜間・休日・時間外の入院件数が500件以上である
- ③ 都道府県医療計画において5疾病5事業(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療)の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている
- ④ 機能強化型(単独型)在宅療養支援診療所又は機能強化型(単独型)在宅療養支援病院である
- ⑤ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院である(「④」に該当するものを除く)
- ⑥ 精神科救急に対応する医療機関である
- ⑦ 小児救急を提供する医療機関である
- ⑧ 総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターである
- ⑨ へき地において中核的な役割を果たす医療機関(へき地医療拠点病院又はそれに準じる役割を担う医療機関)である
- ⑩ 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関である
- ⑪ 児童精神科に対応する医療機関である
- ⑫ 医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関である

<貴院の労務管理についてお伺いします>

問6. 客観的な労働時間の把握・管理方法※の導入状況について教えてください。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※使用者には、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務がありますので、原則としてタイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

- ① 導入している
- ② 現在は導入していないが、導入を予定又は検討している
- ③ 導入しておらず、検討もしていない

問7. 【常勤医のみ・貴院での時間外・休日労働分のみで回答下さい。】

直近1年間の時間外・休日労働時間数が960時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※宿日直については、労働基準監督署の宿日直許可を受けていない場合、宿直又は日直の時間数はすべて労働時間です。また、宿日直許可を受けていても、宿直又は日直中に通常の労働と同様の業務を行った場合は、その働いた時間分が労働時間となります。これらを前提に、法定労働時間を超える分を時間外労働時間として回答してください。

※研鑽が労働時間に該当するかどうかは上司の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかで判断されます。貴院の取扱いに沿って整理し、回答してください。

※1年間の実績を未把握の場合、月の時間外・休日労働時間数をもとに御判断下さい。

- ① いる(直近1年間の実数は不明だが、月80時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)
- ② いない
- ③ わからない

問7-2. 【問7で「① いる」を選択した医療機関にお伺いします。】

そのうち、直近1年間の時間外労働時間数が1,860時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

- ① いる(直近1年間の実数は不明だが、月155時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)
- ② いない
- ③ わからない

問 8. 【問 7 で「② いない」を選択した医療機関にお伺いします。】

他院での労働時間を通算した場合に、直近 1 年間の時間外・休日労働時間数が 960 時間超となっている医師が 1 人以上いますか。(当てはまるもの 1 つをお選び下さい。)(回答に当たっては、問 7 の※を参照下さい。)

※複数医療機関勤務の場合、他の医療機関での労働時間は医師からの自己申告等により把握した上で通算して管理することとされています。

- ① いる (直近 1 年間の実数は不明だが、月 80 時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)
- ② いない
- ③ わからない

問 8-2. 【問 8 で「① いる」を選択した医療機関にお伺いします。】

そのうち、直近 1 年間の時間外労働時間数が 1,860 時間超となっている医師が 1 人以上いますか。(当てはまるもの 1 つをお選び下さい。)

- ① いる (直近 1 年間の実数は不明だが、月 155 時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)
- ② いない
- ③ わからない

問 9. 36 協定を締結し労働基準監督署へ届け出ていますか。(当てはまるもの 1 つをお選び下さい。)

- ① 届け出ており、医師については他職種と分けて記載している
- ② 届け出ているが、医師について分けて記載はしていない
- ③ 届け出ているが、医師は対象とはしていない
- ④ 36 協定を締結しておらず、届け出てもいない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他 ()

問 10. 医師に関する 36 協定は、時間外・休日労働時間数の実績を踏まえたものとなっていますか。(当てはまるもの 1 つをお選び下さい。)

- ① 実績を踏まえた時間数で締結した
- ② 実績を踏まえて労使協議を行ったが、実績を反映できなかった
- ③ 実績は踏まえ、毎年同じ時間数で締結している
- ④ 実績を把握していない
- ⑤ その他 ()

問 1 1. 医師の宿日直業務について、労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※宿直又は日直の勤務で断続的な業務については、昼間の通常の労働の継続延長でなく、夜間に十分な睡眠がとりうること等の要件を満たす場合には、労働基準監督署の許可を受けて、労働時間規制の対象外とすることができます。

- ① すべての宿直又は日直の業務について、宿日直許可を受けている
- ② 一部の宿直又は日直の業務(一部の病棟のみ、一部の時間帯のみ等)について、宿日直許可を受けている
- ③ 宿日直許可を受けていない

問 1 1-2. 【問 1 1で「②」「③」を選択した医療機関にお伺いします。】

労働基準監督署への宿日直許可申請を検討していますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)※問 1 1で「②」を選択した医療機関においては、許可を受けていない業務等についての対応をお選びください。

- ① 申請は検討していない(過去に宿日直許可を申請したが、許可されなかった)
- ② 申請は検討していない(許可基準を満たす宿日直業務ではない)
- ③ 申請は検討していない
- ④ 申請を検討している
- ⑤ 申請に向けて労働基準監督署との相談を始めている
- ⑥ 申請中である

問 1 1-3. 医師の当直明けの勤務について、連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制を踏まえた勤務体制の検討をしていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※2024年4月より健康確保措置として連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制が導入されます。具体的には、当直明けの連続勤務は、労働基準法上の宿日直許可を受けている場合を除き、前日の勤務開始から28時間までとし、次の勤務までに18時間の勤務間インターバルを確保する、宿日直許可を受けている場合については、当直明けの通常の日勤を可能とし、その後の次の勤務までに9時間のインターバルを確保することが必要となります。

- ① 検討している(既に実施している場合を含む)
- ② 検討していない

問 1 2. 貴院の医師が副業・兼業(派遣、アルバイト等)している病院での当該医師の労働時間については自己申告のあった範囲で通算することとされていますが、他院での労働時間について把握するために何らかの工夫をしていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

- ① はい(工夫の方法:)
- ② いいえ

問13. 長時間労働者である医師に対する、医師（産業医等）による面接指導を実施していますか。（当てはまるもの1つをお選び下さい。）

※時間外・休日労働時間数が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者に対して、医師（産業医等）による面接指導を行う必要があることを定めており、使用者は時間外・休日労働が月80時間超の医師に対し面接指導の希望を聴取し、希望する者には面接指導を行う必要があります。

- ① 時間外・休日労働時間数が月80時間超となった医師に面接指導の希望の有無を確認し、希望者に実施している
- ② 「①」の範囲を超えて実施している（より短い時間数での実施、希望の有無に関わらず実施する等）
- ③ 実施していないが、今後実施を予定又は検討している（現在は未実施）
- ④ 実施しておらず、検討もしていない
- ⑤ 対象となる医師（時間外・休日労働時間数が月80時間超となる医師）がない

<2024年4月に向けた医師の働き方改革についてお伺いします>

問14. 貴院における、医師の働き方改革の取組状況について、教えてください。（当てはまるものすべてをお選び下さい。）

- ① 医師の働き方改革に取り組むことを院内に表明している
- ② 担当者を置く、検討チームを立ち上げる等体制を整えている
- ③ 医師の労働時間の把握を行い、現状分析を行っている（現状分析中含む）
- ④ 目標や計画を立てている
- ⑤ 医師の働き方を変えていく具体の取組（①～④以外の取組）に着手している
- ⑥ 今後、取り組む予定である
- ⑦ 医師の働き方に問題はなく、取り組む予定はない
- ⑧ 取り組む予定はない（「⑦」以外）

問14-2. 【問14について、「④」を選択した医療機関にお尋ねします。】

貴院で立てている計画は、医師労働時間短縮計画として作成していますか。（当てはまるもの1つをお選び下さい。）

※ 第12回 医師の働き方改革の推進に関する検討会資料4-3「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（案）（<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000799607.pdf>）」を踏まえて作成された計画を医師労働時間短縮計画とします。

- ① 医師労働時間短縮計画として作成している
- ② 医師労働時間短縮計画としては作成していない（記載項目に抜け落ちがある）
- ③ わからない
- ④ 目標を立てたのみであり、計画は立てていない

問14-3. 【問14について、⑤を選択した医療機関にお尋ねします。】
貴院で実施している取組について教えてください。(当てはまるものすべてをお選び下さい。)

- ① 医師事務作業補助者の配置
- ② 特定行為研修修了看護師の配置
- ③ ①・②以外のタスク・シフトの実施(タスク・シフト先職種:)
- ④ 宿日直の体制や分担の見直し(各科当直の見直し、オンコールの併用、宿日直を担う医師の対象範囲の拡大)
- ⑤ 主治医制の見直し(複数主治医制、主治医チーム制の導入)
- ⑥ 土日祝日の当番医のみでの対応の徹底
- ⑦ 完全休日(オンコール含め業務対応が一切ない日)の設定
- ⑧ カンファレンスの勤務時間内の実施やカンファレンス時間の短縮化
- ⑨ 病状説明の勤務時間内の実施に関する患者周知の徹底
- ⑩ シフト制の導入
- ⑪ 診療所との連携(紹介・逆紹介の活性化、診療所の開所日・時間拡大による救急対応の分散、開業医師による病院外来支援等)
- ⑫ ICTを活用した業務の見直し(情報共有ツールの導入、AI問診、音声入力等診療補助機器の導入等)
- ⑬ 変形労働時間制の導入
- ⑭ 労働時間に該当しない自己研鑽の区分けの明確化
- ⑮ その他()

問15. 2024年4月以降は、医療機関が医師に年960時間超の時間外・休日労働をさせるためには、医療機関として、都道府県の指定を受ける必要があります。貴院は、指定を受ける予定はありますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※都道府県の指定を受けなければ、A水準(時間外・休日労働時間数の上限が年960時間以下)となります。

- ① はい
- ② いいえ
- ③ 検討中
- ④ わからない

問15-2.【問15で「① はい」又は「③ 検討中」を選択した医療機関へお伺いします。】

貴院で指定を予定又は検討している区分をすべて教えてください。(年960時間超の時間外・休日労働が必要となる要因ごとに指定を受けていただく必要があります。指定を予定又は検討している区分をすべてお選びください。)

※診療科ごとに水準が異なる場合や、同じ診療科内でも、連携B水準を適用する医師、B水準を適用する医師、C水準を適用する医師が混在する場合も考えられます。

- ① 連携B水準 (他院に医師を派遣する医療機関 (自院では年960時間以下の時間外・休日労働だが、他院勤務を通算すると960時間超となる医師がいる場合))
- ② B水準 (地域医療確保のために勤務時間が長くなる医療機関 (自院で年960時間超の時間外・休日労働が必要となる場合))
- ③ C-1水準 (臨床研修医・専攻医を対象とする水準 (年960時間超の時間外・休日労働が必要となる臨床研修プログラムや専攻医プログラムを実施する場合。研修期間が1年未満の場合は1年に換算した場合に年960時間を超える場合))
- ④ C-2水準 (6年目以降の高度な技能の習得を目指す医師を対象とする水準 (6年目以降の医師で技能向上のために年960時間超の時間外・休日労働を必要とする医師がいる場合))

<子育て環境の整備状況についてお伺いします>

問16. 貴院では院内保育は行われていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

- ① はい
- ② いいえ

問16-2.【問16で「① はい」を選択した医療機関へお伺いします。】

貴院では、院内保育を利用出来る職員について、保育の必要度を考慮する以外の制限を設けていますか。また臨床研修医や専攻医も含めて利用が可能ですか。(当てはまるものをすべてお選びください。)

- ① 制限は設けていない
- ② 職種による制限や、職種による優先順位の設定がある
- ③ 勤務年数による制限や、勤務年数による優先順位の設定がある
- ④ 臨床研修医や専攻医の利用は認めていない
- ⑤ ②又は③の設定を行った結果として、臨床研修医や専攻医の利用はない

問16-3.【問16で「② いいえ」を選択した医療機関へお伺いします。】
その理由を教えてください。(当てはまるものをすべてお選びください。)

- ① 院内保育を必要とする年代の男性職員が医師含め、いない
- ② 院内保育を必要とする年代の女性職員が医師含め、いない
- ③ 他の保育園でニーズに対応できているため
- ④ 院内保育を導入するための施設設備や人員の確保が困難なため
- ⑤ 院内保育の運営に係る収支が赤字になると見込まれるため
- ⑥ 院内保育を導入するにあたり、どこから着手してよいかわからないため
- ⑦ その他の課題があるため ()

問16-4.【問16で「② いいえ」を選択した医療機関へお伺いします。】
どのような状況変化があれば院内保育を行いますか。(当てはまるものすべてお選びください。)

- ① 財政支援の拡充
- ② 臨床研修医、専攻医の定員増員
- ③ 職員からのニーズがないため、院内保育を行う予定はない
- ④ その他 ()

問17. 貴院では病児保育は行われていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

- ① はい
- ② いいえ

問17-2.【問17で「① はい」を選択した医療機関へお伺いします。】
貴院では、病児保育を利用出来る職員について、保育の必要度を考慮する以外の制限を設けていますか。また臨床研修医や専攻医も含めて利用が可能ですか。(当てはまるものをすべてお選びください。)

- ① 制限は設けていない
- ② 職種による制限や、職種による優先順位の設定がある
- ③ 勤務年数による制限や、勤務年数による優先順位の設定がある
- ④ 臨床研修医や専攻医の利用は認めていない
- ⑤ 「②」又は「③」の設定を行った結果として、臨床研修医や専攻医の利用はない

問17-3.【問17で「② いいえ」を選択した医療機関へお伺いします。】
その理由を教えてください。(当てはまるものをすべてお選びください。)

- ① 病児保育を必要とする年代の男性職員が医師含め、いない
- ② 病児保育を必要とする年代の女性職員が医師含め、いない
- ③ 他の保育園でニーズに対応できているため
- ④ 病児保育を導入するための施設設備や人員の確保が困難なため
- ⑤ 病児保育の運営に係る収支が赤字になると見込まれるため
- ⑥ 病児保育を導入するにあたり、どこから着手してよいかわからないため
- ⑦ その他の課題があるため ()

問17-4.【問17「② いいえ」を選択した医療機関へお伺いします。】
どのような状況変化があれば病児保育を行いますか。(当てはまるものを
すべてお選びください。)

- ① 財政支援の拡充
- ② 臨床研修医、専攻医の定員増員
- ③ 職員からのニーズがないため、病児保育を行う予定はない
- ④ その他 ()

<「トップマネジメント研修」の参加についてお伺いします>

問18. 貴院の院長は、令和元年度又は令和2年度の厚生労働省委託事業「ト
ップマネジメント研修」に参加したことがありますか。(当てはまるものす
べてをお選び下さい。)

- ① 院長が参加したことがある
- ② 院長以外の医師が参加したことがある
- ③ 事務長が参加したことがある
- ④ ①～③以外の者が参加したことがある

.....
以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。